

## 防府市地域生活支援拠点等事業実施要綱

令和3年3月11日制定

(目的)

第1条 この要綱は、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成18年厚生労働省告示第395号)第一の二の3による複数の機関が分担して機能を担う体制(以下「地域生活支援拠点等」という。)を整備するため必要な事項を定めるものとする。

(地域生活支援拠点等の機能)

第2条 地域生活支援拠点等は、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に定める障害者、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第4条第2項に定める障害児及びその家族(以下「障害者等」という。)の高齢化及び重度化並びに「親亡き後」も見据えつつ、障害者等の地域生活を支援するため、次に掲げる機能を整備し、機能を担うために必要な障害福祉サービス(以下「拠点事業」という。)を提供する。

- (1) 相談 緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握した上で連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要な相談支援を行う機能
- (2) 緊急時の受入れ・対応 短期入所を活用した緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能
- (3) 体験の機会・場 病院や施設、親元からの自立にあたって、障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能
- (4) 専門的人材の確保・養成 医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能
- (5) 地域の体制づくり 地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

(実施主体)

第3条 この事業の実施主体は、防府市とする。ただし、市長は、事業の全部又は一部を適切な事業運営ができると認められる社会福祉法人等に委託する

ことができる。

- 2 拠点事業については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者、同項に規定する指定障害者支援施設及び同法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者並びに児童福祉法第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者（以下「事業者」という。）が行うものとする。

（地域生活支援拠点等事業所の登録）

第4条 事業者は、地域生活支援拠点等の機能を担う事業所としての届出書（第1号様式）に、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第177号）第6条に規定する運営規程（地域生活支援拠点等の機能を担う事業所であることを規定していること。以下「運営規程」という。）を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による届出を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、拠点事業を実施する事業所として登録を行い、防府市地域生活支援拠点等事業所登録・変更・廃止通知書（第2号様式）によりその旨を通知するものとする。

（登録の変更）

第5条 前条第2項により通知を受けた事業所（以下「拠点等登録事業所」という。）は、登録の内容に変更が生じたときは、速やかに地域生活支援拠点等の機能を担う事業所としての届出書（第1号様式）に運営規程を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による届出を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、拠点登録事業所としての登録事項の変更を行い、防府市地域生活支援拠点等事業所登録・変更・廃止通知書（第2号様式）によりその旨を通知するものとする。

（拠点事業の廃止）

第6条 拠点等登録事業所は、地域生活支援拠点等事業を廃止するときは、地域生活支援拠点等の機能を担う事業所としての届出書（第1号様式）を市長に

提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による届出を受理した場合は、防府市地域生活支援拠点等事業所登録・変更・廃止通知書(第2号様式)によりその旨を通知するものとする。

(個人情報の保護)

第7条 拠点等登録事業所の職員又は職員であった者は、業務上知り得た利用者及び当該利用者の家族の個人情報について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に当たって必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年3月11日から施行する。

第1号様式（第5条、第6条、第7条関係）

年 月 日

地域生活支援拠点等の機能を担う事業所としての届出書

（宛先）防府市長

届出者 所在地

事業者名

代表者名

防府市の地域生活支援拠点等の機能を担う事業所として下記のとおり届け出ます。

区 分	<input type="checkbox"/> 1 新規	<input type="checkbox"/> 2 変更	<input type="checkbox"/> 3 廃止
事業所の名称			
事業所の所在地	〒		
事業所の電話番号			
事業所番号			
事業の種類			
地域生活支援拠点等 として担う機能 ※	<input type="checkbox"/> ①相談 <input type="checkbox"/> ②緊急時の受入れ・対応 <input type="checkbox"/> ③体験の機会・場 <input type="checkbox"/> ④専門的人材の確保・養成 <input type="checkbox"/> ⑤地域の体制づくり		
開始・変更・廃止年月日			
変更の場合は変更点			

※ 特定相談支援事業所及び障害児相談支援事業所が届出を行う場合は、少なくとも①②の機能を担う必要があります。

第2号様式（第5条、第6条、第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

防府市長

防府市地域生活支援拠点等事業所登録・変更・廃止通知書

年 月 日付で届出のあった、地域生活支援拠点等の機能を担う事業所として、防府市地域生活支援拠点等事業実施要綱第5条第2項又は第6条第2項又は第7条第2項の規定により、次のとおり登録・変更・廃止しましたので通知します。

事業所の名称	
事業所の所在地	〒
事業所の電話番号	
事業所番号	
事業の種類	
地域生活支援拠点等として担う機能	
開始・変更・廃止年月日	

